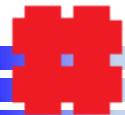


# 介護給付費に係る減算等 算定基準の確認について

---

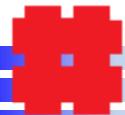
岐阜市福祉部介護保険課

信長公命名のまち・岐阜市



## 介護給付費に係る減算等算定基準の確認について

項目	サービス種類	確認事項
特定事業所集中減算	居宅介護支援	訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合、減算していること。
事業所規模区分	通所介護 通所リハビリテーション	事業所規模ごとの区分等に応じて定められた単位数が、前年度(3月を除く)の1月当たりの平均利用延人数による事業所規模等に応じて設けられた区分ごとに設定していること。
定員超過利用による減算	定員が設けられているサービス	利用定員を超えている場合、減算していること。
看護体制強化加算	訪問看護	利用者の総数のうち、緊急時訪問看護加算等を算定した利用者の占める割合が「厚生労働大臣が定める基準」に記載された条件に適合していること。
看護職員配置加算	小規模多機能型居宅介護	看護師、准看護師または看護職員の人数が「厚生労働大臣が定める施設基準」に記載された条件に適合していること。



## 介護給付費に係る減算等算定基準の確認について

項目	サービス種類	確認事項
サービス計画作成件数	居宅介護支援	居宅介護支援事業所の介護支援専門員一人当たりの取扱件数が算定要件を満たしていること (例)居宅介護支援費(Ⅰ)(ⅰ)の場合、45件未満
訪問介護に係るケアプランの届出	居宅介護支援 訪問介護	区分支給限度基準額の利用割合が7割以上かつ、その利用サービスの6割以上が「訪問介護サービス」のうち、岐阜市が指定したケアプランについて届出が必要
中重度者ケア体制加算	通所介護 通所リハビリテーション	前年度又は算定月の前3月間の利用者の総数のうち、要介護3～5の占める割合が30%以上であること等加算要件を満たしていること
要介護認定有効期間の半数を超える短期入所	居宅介護支援 短期入所生活介護 短期入所療養介護	岐阜市が特に必要と認める場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないこと
軽度者に係る福祉用具貸与	居宅介護支援 福祉用具貸与	軽度者(要支援及び要介護1)に係る福祉用具貸与は、その状態像から見て使用が想定しにくいもの(特殊寝台等)に対しては岐阜市へ届出が必要